

保険医療機関において準備すべき書類等の変更点（いずれも個別指導）

2014年11月からの持参物	2014年10月までの持参物
<p>1. 当日持参していただく書類等</p> <p>(1) 診療録（保険診療から自費診療に移行した場合は、自費診療分も含み、当核患者の貴院での最初の診療から現在までの診療録）</p> <p>(2) 歯科衛生士の業務に関する記録等</p> <p>(3) 歯科技工指示書及び技工納品・請求書</p> <p>(4) エックス線フィルム（パノラマ、デンタル等）及び口腔内カラー写真 *デジタル映像として電子媒体に保存している場合にあつては、電子媒体を映し出せる電子機器及び延長コードを準備願います。</p> <p>(5) 諸検査成績表（治療計画書を含む）</p> <p>(6) 平行測定模型及び未装着物 *上記の（1）から（6）については、別途連絡する患者について準備して下さい。</p> <p>(7) 歯科訪問診療予定（ルート）表・訪問日報（指導月の前月から1年分） *訪問先、訪問予定時間、訪問担当者、が記載されているもの。</p> <p>(8) 歯科訪問診療科2又は3を算定した患者等への提供文書の写し（平成 年 月以降） *訪問診療を行った日時及び訪問診療を行った歯科医師の氏名が記載された文書</p> <p>(9) 患者ごとの一部負担金徴収に係る帳簿（日計表）（指導月の前月から1年分） *作成あるいは保存していなければ新たに作成する必要はありません。</p> <p>(10) 薬剤、歯科材料（金属材料等）の購入・納品伝票（指導月の前月から1年分）</p> <p>(11) 酸素購入書類（当該年度の単価の算定の根拠となった購入・納品伝票）</p> <p>(12) 審査支払機関からの返戻・増減点通知に関する書類（指導月の前月から1年分） *保存されているもののみで結構です。</p> <p>(13) 歯科技工物単価表（写し） *院外技工の場合 （現時点のものがあれば結構です。ない場合、新たに準備作成する必要はありません。）</p> <p>(14) 次に係る文書の様式（見本） ①領収証及び明細書、②処方せん、③薬剤情報提供に係る文書及び薬袋、 ④歯科技工指示書、⑤患者への交付文書 （クラウン・ブリッジ維持管理料に係る案内書、医学管理等に係る情報提供文書等）</p> <p>(15) 院内掲示物例（クラウン・ブリッジ維持管理料に関する掲示物例等）</p> <p>(16) 保険医及び歯科衛生士の勤務表・雇用契約書（指導月の前月から1年分）</p> <p>2. その他</p> <p>(1) 指導に当たっては、上記以外の資料の提出をお願いすることもありますので、ご承知おきください。</p> <p>(2) 指導当日は、1（1）から（6）については、FAXに記載されている番号順に、整理のうえ持参していただきますよう、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>1. 当日持参していただく書類等</p> <p>(1) 診療録（保険診療から自費診療に移行した場合は、自費診療分も含み、当該患者の貴院での最初の診療から現在までの診療録）</p> <p>(2) 歯科衛生士業務記録等</p> <p>(3) 歯科技工指示書及び技工納品・請求書</p> <p>(4) エックス線フィルム（パノラマ、デンタル等）及び口腔内カラー写真 *デジタル映像として電子媒体に保存している場合にあつては、電子媒体を映し出せる電子機器及び延長コードを準備願います。</p> <p>(5) 諸検査成績表（治療計画書を含む）</p> <p>(6) 平行測定模型及び未装着物 *上記の（1）から（6）については、別途連絡する患者について準備して下さい。</p> <p>(7) 歯科訪問診療予定（ルート）表・訪問日報（平成 年 月～平成 年 月分） *訪問先、訪問予定時間、訪問担当者、が記載されているもの。</p> <p>(8) 訪問診療を行った患者等への提供文書の写し（平成 年 月以降）</p> <p>(9) 患者ごとの一部負担金徴収に係る帳簿（日計表）（平成 年 月～平成 年 月分）</p> <p>(10) 薬剤、歯科材料（金属材料等）の購入・納品伝票（直近1年分）</p> <p>(11) 酸素購入書類（当該年度の単価の算定の根拠となった購入・納品伝票）</p> <p>(12) 審査支払機関からの返戻・増減点通知に関する書類（直近1年分程度）</p> <p>(13) 歯科技工物単価表（写し） *院外技工の場合</p> <p>(14) 次に係る文書の様式（見本） ①領収証及び明細書、②処方せん、③薬剤情報提供に係る文書及び薬袋、 ④歯科技工指示書、⑤患者への交付文書 （クラウンブリッジ維持管理料に係る案内書、医学管理等に係る情報提供文書等）</p> <p>(15) 院内掲示物例（クラウン・ブリッジ維持管理料に関する掲示物例等）</p> <p>(16) 保険医及び歯科衛生士の勤務表・雇用契約書（平成 年 月～平成 年 月分）</p> <p>2. その他</p> <p>(1) 指導に当たっては、上記以外の資料の提出をお願いすることもありますので、ご承知おきください。</p> <p>(2) 指導当日は、1（1）から（6）については、FAXに記載されている番号順に、整理のうえ持参していただきますよう、ご協力をお願いいたします。</p>